監査品質に関する報告書 2025

監査法人ナカチ

- 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要
- (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ (経営方針及び監査品質向上に向けた取組について)

創業者理念

「企業倫理にかなう信頼と協業は大きな力を生む」 これは監査法人ナカチの創業者である中地宏の理念です。

経営理念

この創業者理念とは、企業も私たち監査人も、互いに会計監査の真の重要性を認識し、企業からは、信頼関係をベースに必要十分、かつ真実の情報が提供され、私たちも、独立した第三者の立場から、職業的専門家として、高い品質の監査業務を提供することで、企業のディスクロージャー、つまり社会的な説明責任が、十分な要件を満たしていることが保証され、それが健全な経済成長への大きな力となる。という考えです。

私たちはこの創業者理念を経営理念とし、創業者理念に内包されている、高い品質の監査 業務を提供するため、次の3つを当法人の行動指針として定めております。

行動指針

三現主義を貫け

「三現主義」とは、自らの足で、現地におもむき、自らの目で現物を確かめ、自らの肌で 感じ、考え、現実を把握する、ということです。

監査人が目にするものの多くは、会計データを中心とした数値であり、言わば「机上でみえる情報」です。

机上でみえる情報のみでは、多彩な企業の実態を正確に把握することはできず、「自らの 五感で感じ、考える」ことで、初めてそれが可能となり、重要事項を見逃さない高品質な監 査業務を提供できると、私たちは考えております。

徹底的に議論を尽くせ

三現主義に基づき、自らの五感で感じ、考えたことが、どのような意味を持つのか理解するために、監査チーム内やクライアントの経営幹部、監査役等と徹底的に議論することが必要です。

地位や立場にしばられない自由闊達な議論により、企業実態や経営環境の正しい把握、監査リスクの識別と共有化が可能となり、更に深度あるコミュニケーションが可能となるといった、好循環が生まれると考えております。

自己研鑽に励め

プロフェッショナルであるためには、仕事以外の時間を自己研鑽に費やすことが必要です。

また、バランスの取れたプロフェッショナルであるためには、専門領域以外にも隣接する 領域に幅を広げることが必要です。

私たちそれぞれの、将来のキャリアを意識した自己研鑽によって、監査現場に多面的な視点をもたらし、活発な議論が促され、それが、監査の品質向上に資すると考えております。

(代表社員 髙村 俊行)

(2) 事務所概要

監査法人名 監査法人ナカチ 所在地 東京都中央区日本橋人形町 2-7-10 エル人形町 4 階 代表者 代表社員 髙村 俊行 設立年月日 1997 年 8 月 27 日 パートナー/メンバー パートナー 7名 その他の監査従事者 公認会計士 18 名 その他 2 名 総計 27 名

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

私たちは、監査の品質管理に関しては特に強く意識しており、それを組織的な態勢により維持・向上させていくために、次のような考え方で臨んでおります。

当法人は小規模であり、社員間のコミュニケーションが取りやすく相互牽制が機能しやすい組織であるという特徴を有しております。品質管理を組織的に有効かつ効率的に高めていくためには、社員会を実効的に機能させることが重要と考えております。

このため、社員会に上程される監査の品質管理にかかる決議・報告事項を細かく規定した上で、十分な審議・検討が行えるよう必要な添付資料等を明確にするなど、社員会運営上の様々なルールを定め実行しております。

また、監査の品質管理にかかる事項の検討や不備事項が検出された場合においてその根本原因を究明し、改善施策の策定と実行を法人一体として行うため、全社員及び主たる監査職員(コア・メンバー)で構成する品質管理ミーティングを社員会の直属の組織として運営し、徹底した議論を行っております。

さらに、個別監査業務の品質管理に関しましては、組織としての業務遂行能力を上げる ため、継続的に専門的見解の助言者等の充実を図っていくとともに、意見表明前の監査実 施段階において、定期的な検証として実施される項目のうち重要と考えられる事項について、監査責任者が自己点検を実施し、審査担当者がそれを監視した上で社員会への報告を 行なうという当法人独自の基本ルールを定め、それを鉄則として遵守しております。

なお、各品質管理業務の担当を設けておりますが、小規模な監査法人において、担当個人の能力や力量などの影響を排除し組織的な品質管理態勢を整えるためには、担当にとらわれない意見交換や協力をすることが極めて重要であると考えております。

(品質管理システムの整備及び運用)

当法人は、当法人が実施する品質管理基準報告書第1号の適用対象業務に関し、以下の 合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用します。

- ・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自ら の責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

当法人は、品質管理システムの整備及び運用に当たり、当法人の性質及び状況並びに当法人が実施する業務の内容及び状況を考慮した上で、職業的専門家としての判断を行います。

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針又は手続を整備し運用します。

(品質管理に関する責任)

当法人は、以下の責任を法人内部で割り当てています。

- ・品質管理システムに関する最高責任
- ・品質管理システムの整備及び運用に関する責任
- ・独立性に係る要求事項の遵守、モニタリング及び改善プロセスといった品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任

(ガバナンス及びリーダーシップ)

当法人は、専門要員が共通に保持すべき職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢に 重きを置いた経営理念、並びにその達成を支援するための行動指針を制定しております。

(職業倫理及び独立性)

当法人は倫理規則の要求事項を遵守し、職業倫理及び独立性に関する方針又は手続を定めております。職業倫理に関する規定の遵守に関する阻害要因の識別、評価及び対処し、職業倫理に関する規定の違反を識別、伝達、評価及び報告し、また当該違反の原因と結果に適時に対応しております。

毎年7月に日本公認会計士協会による監査人の独立性チェックリストを使用し、監査実施者のすべて及び監査法人自体について、利益相反や独立性の遵守を確認しております。

また、新規に採用する者については、採用時にチェックリストを使用して利益相反や独立 性の遵守について確認しております。

当法人は、監査業務の依頼人に対して非監査証明業務の同時提供を禁止しております。 また、受嘱可能な非監査証明業務について、業務責任者は成果物について、職業倫理に関する基本原則及び職業的専門家としての判断を行使したかどうかを確認することとしております。

(契約の新規の締結及び更新)

当法人では、監査契約の新規の締結、及び既存の監査契約を更新するか否かを決定する にあたり、監査業務の質を合理的に確保するため、監査業務の新規の締結及び更新の判断 に関する方針及び手続を定めております。

監査契約の新規の締結及び更新については、関与先の誠実性、当法人の規模及び組織等を勘案し、社員会にて最終決定することとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断 に関する方針及び手続を定めております。

具体的には、不正リスクを考慮し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討し、社員会にて最終決定することとしております。

(監査事務所間の引継)

当法人は、監査事務所間の引継に関する方針又は手続を定めております。

後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は 企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任 の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるための方針又は手続 を定めております。

前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項について問い合わせるための方針又は手続を定めております。

(監査業務の実施)

個別の監査業務の品質管理に関しましては、当法人独自の行為規範を基本ルールとして 定め、それを鉄則として遵守するよう心掛け、指導しております。

監査業務遂行上、確固たる心証が得られない場合に、そこでとめることなく、三現主義の徹底、十分な議論、専門的な見解の問合せ、社員会での討議を通じ、納得するまで監査することを求めております。

監査責任者の指示・監督、査閲においては、補助者に対して、優先的に実施する手続を明示するとともに、監査調書の査閲時期を伝達し、確実な査閲を実施いたします。

査閲の状況は、監査チーム内の別の監査責任者が自己点検し、自己点検が適切に行われていることを審査担当者がモニタリングいたします。

これらの状況は、適時に社員会に報告される流れとなっております。

(専門的な見解の問合せ)

当法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況にある場合など、専門的な見解の問合せが必要とされている事項、また、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項や監査上の判断の相違が生じている事項をマニュアルに定めております。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、分野ごとに助言者を定めております。 専門的な見解の問合せの助言者は、助言者としての能力、適性について十分に考慮して選定 しております。

(情報と伝達)

当法人は、監査チーム内及び監査チームとクライアントなど事務所内外それぞれの局面 に応じた適切なコミュニケーションが必要と考え、マニュアルにしたがい円滑なコミュニ ケーションが図れる仕組みとしております。

(審査)

監査チームが行った判断を客観的に評価するために、審査が完了するまで監査意見を表明しないこととしております。

審査担当者は審査規程で定めた適格性要件を充たす者から選任しております。具体的には、クライアントとの独立性、知識、経験、能力等の観点から適格性があることを検討しております。

審査は、監査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行っております。さらに、 監査上のリスクについて十分に検討できるよう、審査担当者が適時に監査チーム内におけるミーティングに参加できる体制としております。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査担当者と監査責任者の 間で意見が相違する場合等の個別案件において監査チームが重要な判断を行った場合には、 社員会による審査を行う体制としております。

(不服と疑義の申立て)

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する不服と 疑義の申立てを受領し、調査し、また解決するための方針又は手続を品質管理規程に定めて おります。

(モニタリング及び改善プロセス)

監査業務の品質が当法人の品質管理システムで定められた水準に適切に保たれていることを確かめるため、モニタリングを実施しています。当法人の状況変化に応じた品質目標の

変更、品質リスクの識別と評価及び対応を図るため、モニタリング担当者が随時実施しています。

モニタリングには、毎年、定期的に実施する完了した監査業務の検証を含めています。選定された監査業務について、監査の実施状況を検証します。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、識別された不備の根本原因を調査、識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することにより、不備の重大性と広範性を評価して、不備を適切に改善するための対応を行います。

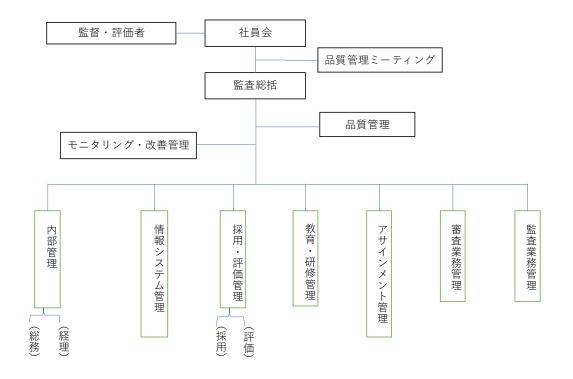
(品質管理システムの評価)

当法人の品質管理システムに関する最高責任者は、毎年3月末日を基準日として品質管理システムを評価し、不備が生じている場合には、適時に是正する方針です。評価結果は、社員会に報告され、監督・評価者の助言を受けることとしております。

2026年3月末日を基準日として品質管理システムの評価を予定しております。

(2) 組織・ガバナンス基盤

(組織図)



(社員会)

当法人における社員会は、最高意思決定機関であると同時に品質管理の核となる組織です。

当該社員会には、独立性を有する第三者である監督・評価者が出席し、社員会の組織的かつ実効的運営に関する助言・提言を行うこととなっております。

(監督・評価者)

監督・評価者は、当法人及び当法人のクライアントと契約関係のない独立性を有する第三者であります。また、当該監督・評価者は弁護士・公認会計士であり、上場会社の役員を歴任し、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有しており、組織的かつ実効的運営に関する助言・提言等は有意義なものと判断しております。

(監査総括)

監査総括は、社員会の方針及び決定に基づき当法人を代表し、業務執行を行います。監査 総括は、当法人の最高責任者であり、監査の品質管理について説明責任を負います。

(品質管理)

品質管理担当は、品質管理システムの整備運用を統括し、品質管理システムの評価を行ない、品質管理の最高責任者となります。

(モニタリング・改善)

モニタリング・改善担当は、監査業務の定期的検証及び品質管理システムの日常的監視を 実施します。

(品質管理ミーティング)

品質管理に係る不備事項発生の根本原因を含む原因究明、有効な改善策の検討、改善策の 組織全体への浸透について、全監査要員が一丸となり主体的かつ十分に取り組めるよう、社 員会の直属の下部組織として品質管理ミーティングを設置しております。

当法人及び当法人のクライアントと利害関係がなく、独立性を有する第三者をオブザーバーとして選任することで、品質管理ミーティングの組織的、実効的運営を確保しております。

当該オブザーバーは、大手監査法人においてパートナーとしてレピュテーションリスクの責任者及び上場会社の役員を歴任し、他の中堅監査法人の品質管理に関する顧問を兼任しており、当法人の品質管理にかかる助言・指導は有意義なものと判断しております。

(3) 人的基盤

(基本方針)

組織的な運営においては、計画的な人材育成や人事評価が重要であると認識しております。

クライアントの規模や監査リスクに対応するために必要とされる適性、能力、経験、求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針又は手続を定めております。

(採用)

当法人は、品質の高い監査を実施するためには人材の確保が重要であると考えております。

職員の採用に関しては、公認会計士資格の有無にかかわらず、実務経験、IT などの専門 知識、将来の社員登用の可能性などを考慮したうえで、人材紹介会社と契約するととも に、リファラル採用を行うことで、広く人材の確保を行っております。

また、品質管理の理解度が高く従事日数の多い非常勤職員をコア・メンバーとして定め、将来の職員又は社員の候補者とすることで、監査の品質を意識した人的基盤の維持・拡大を図っております。

(人事評価制度)

当法人は、構成員の職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、社員及び監査職員評価マニュアルに従い年1回人事評価を行います。

評価の結果は、監査職員へのフィードバックにより監査職員の成長につなげていきたい と考えております。また、評価結果は、報酬及び登用に反映させることとしております。

(教育研修制度)

当法人は、高品質な監査を提供する上で専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するための研修制度を設けております。不正リスク対応基準が適用される監査業務に関し、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう不正に関する研修を行っております。研修は、ディスカッション型の集合研修のほか e ラーニングの利用や当法人外のセミナーの受講など様々な形態を実施しております。

また、専門要員には集合研修の出席義務を求めております。

(4) IT 基盤

(情報セキュリティ)

IT テクノロジーは急速に進歩しており、業務の利便性を向上させています。一方でサイバーセキュリティ上のリスクも高まっており、十分な対策を施す必要があります。当法人は、業務を遂行する上で、守秘義務の重要性を認識し、情報セキュリティの体制を構築、運用することが重要であると考えております。PC 等のハードウェアに十分なセキュリティ対策を

施すとともに、情報セキュリティ関連の規程等を整備し、周知し、遵守し、モニタリングすることで情報セキュリティ対策を図っております。

(IT 化及び監査業務の効率化)

当法人は、守秘義務の重要性を認識しており、IT 化は、従来から業務の効率化とともに 情報漏洩防止を図る形で取り組んでまいりました。

業務に使用できる PC を当法人所有のものに限定し、クラウドサーバーへのアクセスには ID とパスワードに加えてデバイス認証を行うこととしております。また、メールサーバーへのアクセスにもデバイス認証を行うようにするとともに、PC にデータを残さないシステムや高機能なマルウェア対策ソフトを導入することで情報漏洩の防止をいっそう強化する方針としております。

クラウドサーバーのデータは、日々遠隔地のサーバーにバックアップを行うことで、ランサムウェア対策、自然災害やハードウェアのトラブル等によるデータ消失防止を図っております。

デジタルテクノロジーが社会に浸透し、急速に高度化していく状況下、監査業務における リスク評価やリスク対応に IT 技法の利用を一層拡大していくことは必要であり、かつ重要 なことであると認識しております。当法人では、今後 IT のさらなる利用拡大を図るべく検 討を進めております。また、監査調書の電子化も順次推進していく予定としております。

(5) 財務基盤

現状では、当法人の品質管理レベルの最適化を図るため、品質管理基盤をより一層充実させるとともに、監査関与先を見直すことで対応を図りましたが、今後は、財務基盤をより強固なものとするため、着実に人材の拡充を図った上で、それに見合う監査関与先の獲得をしていく方針です。

また、非監査証明業務に関しても、会計監査に関連する幅広い知見や経験の獲得のため、 監査証明業務に影響を及ぼさない限りにおいて拡大を図っていく方針です。

(報酬依存度)

特定の監査クライアントからの報酬依存度が高い状況は、監査品質に大きな影響を及ぼすこととなるため、当法人においては、「倫理規則」で求められている法人収入に占める特定の監査クライアントからの収入割合を 15%以下に抑えることを目指しております。

2025年度3月期において、報酬依存度15%超の監査クライアントはなく、独立性を脅かすような状況はありません。

(6) 国際対応基盤

当法人は、グローバルネットワークへの加盟又は提携を行っておりません。したがって、 当法人単独での業務実施では対応が困難な場合、監査業務の受嘱は行わない方針です。

(7) その他

(通報制度)

当法人は、通報制度について品質管理規程に定めております。通報者が不当な取扱いを受けることなく申立てを行うことができるよう、内部および外部の通報を受け付ける窓口を設置しており、通報された事項について調査を行い、不備が発見された場合には、是正措置を講じます。

(別紙)「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」(正式版)

監査法人	が果たすべき役割
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場
	の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役
	割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊
	達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組
	織として持続的に向上させるべきである。
組織体制	
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運
	営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・
	評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきであ
	る。
業務運営	
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業
	務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被
	監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を
	積極的に行うべきである。
透明性の	確保
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に
	評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改
	善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当法人の取組状況

	指針	取組
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識	高品質な監査を提供するために、事務
	し、会計監査の品質の持続的な向上に向	所全体にその取組みが浸透するよう、
	け、法人の社員が業務管理体制の整備に	研修実施の際には監査総括がトップの
	その責務を果たすとともに、トップ自ら	姿勢を繰り返して発信しております。
	及び法人の構成員がそれぞれの役割を	品質管理を向上させるために各品質管
	主体的に果たすよう、トップの姿勢を明	理担当社員を中心に監査品質の責任を
	らかにすべきである。	果たすことで組織的な品質管理体制を
		構築しております。
		1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
		所概要
		(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ッセージ
		経営理念、行動指針
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤
		(ガバナンス及びリーダーシップ)
		をご参照ください。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持	「企業倫理にかなった信頼と協業は大
	すべき価値観を示すとともに、それを実	きな力を生む」を経営理念の礎とし、
	践するための考え方や行動の指針を明	それを実践するための行動指針ととも
	らかにすべきである。	に監査要員に周知・徹底しております。
		1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
		所概要
		(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ッセージ
		経営理念、行動指針
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤
		(ガバナンス及びリーダーシップ)
		をご参照ください。

	指針	取組
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高	全ての監査要員に対して毎期実施する
	め、職業的懐疑心や職業的専門家として	人事評価において、監査の品質管理に
	の能力を十分に保持・発揮させるよう、	かかる業務の評価を重要な評価要素と
	適切な動機付けを行うべきである。	するとともに、面接等により被評価者
		に対してフィードバックを実施してお
		ります。
		2. 経営管理の状況等
		(3) 人的基盤
		(人事評価制度)
		をご参照ください。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査	行動指針に定めているとおり、積極的
	を巡る課題や知見、経験を共有し、積極	な議論を行う開放的な組織風土は極め
	的に議論を行う、開放的な組織文化・風	て重要と考えており、研修等において
	土を醸成すべきである。	自由闊達な議論、コミュニケーション
		の重要性を繰り返し説くとともに、社
		員会、品質管理ミーティング、監査現
		場のミーティングなどにおける自由な
		発言を奨励しております。
		1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
		所概要
		(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ッセージ
		行動指針
		をご参照ください。

	指針
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査
	業務 (グループ内を含む。) の位置づけに
	ついての考え方に加えて、利益相反や独
	立性の懸念に対し、規模・特性等を踏ま
	えて具体的にどのような姿勢で対応を
	講じているかを明らかにすべきである。
	また、監査法人の構成員に兼業・副業を
	認めている場合には、人材の育成・確保
	に関する考え方も含めて、利益相反や独
	立性の懸念に対して、どのような対応を
	講じているか明らかにすべきである。

取組

非監査証明業務は、会計監査業務に支 障をきたさない程度において業務を行 います。また、監査業務の依頼人に対 して非監査証明業務の同時提供を禁止 しています。

る。 兼業に関しては、社員及び職員(非常 業を 勤は除く。)に対して、兼業を認めてお 確保 りません。副業に関しては、社員及び や独 職員(非常勤は除く。)に対しては、通 常業務の妨げとならない範囲において 許可をしております。

> 公認会計士の一部に非常勤職員を活用 しており、自身のスキルアップが監査 現場へフィードバックされることの有 用性に鑑み、兼業・副業を認めており ます。

> また、利益相反や独立性の懸念に対する方針と手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年調査を実施しております。

- 2. 経営管理の状況等
- (1) 品質管理基盤 (職業倫理及び独立性)
- (3) 人的基盤 (基本方針) をご参照ください。

1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。

グローバルネットワークへの加盟はしておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等に基づくグループ経営は行っておりません。

- 2. 経営管理の状況等
- (6) 国際対応基盤をご参照ください。

	指針	取組
2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメン	経営の意思決定機関として社員会を設
	ト)機関を設け、組織的な運営が行われ	置し、定期的に社員会を開催するとと
	るようにすべきである。また、規模・特	もに、機動的に臨時社員会が開催でき
	性等を踏まえて経営機関を設けないと	る体制となっております。
	した場合は、実効的な経営機能を確保す	2. 経営管理の状況等
	べきである。	(2)組織・ガバナンス基盤
		をご参照ください。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期	
	待に応え、組織的な運営を確保するた	
	め、以下の事項を含め、重要な業務運営	
	における経営機関の役割を明らかにす	
	べきである。	
	・監査品質に対する資本市場からの信頼	監査の品質管理体制を整備運用する責
	に大きな影響を及ぼし得るような重要	任は、品質管理担当社員が担っていま
	な事項について、監査法人としての適正	すが、重要な事項については、社員会
	な判断が確保されるための組織体制の	で決定しております。
	整備及び当該体制を活用した主体的な	また、品質管理業務遂行に当たり、担
	関与	当業務ごとに担当社員を選任し、社員
		間の連携を取りながら監査の品質管理
		体制の変更の検討等を行っておりま
		す。
		2. 経営管理の状況等
		(2)組織・ガバナンス基盤
		をご参照ください。

指針	取組
・監査上のリスクを把握し、これに適切	監査上のリスクを把握するため、ヒア
に対応するための、経済環境等のマクロ	リング項目をリスト化し、経営者等と
的な観点を含む分析や、被監査会社との	のコミュニケーションを適時に実施で
間での率直かつ深度ある意見交換を行	きる体制を整備しております。
う環境の整備	1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
	所概要
	(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
	ッセージ
	行動指針
	2. 経営管理の状況等
	(1) 品質管理基盤
	(情報と伝達)
	をご参照ください。
・法人の構成員の士気を高め、職業的専	組織的な運営においては、計画的な人
門家としての能力を保持・発揮させるた	材育成や人事評価が重要であると認識
めの人材育成の環境や人事管理・評価等	しており、そのための評価基準を整備
に係る体制の整備	しております。評価結果については、
	面談等を通じ各社員・監査職員に伝達
	し、それ以後の自己研鑽を目指してお
	ります。
	2. 経営管理の状況等
	(3) 人的基盤
	(人事評価制度)
	(教育研修制度)
	をご参照ください。
・監査に関する業務の効率化及び企業に	2. 経営管理の状況等
おいてもデジタル化を含めたテクノロ	(4) IT 基盤
ジーが進化することを踏まえた深度あ	をご参照ください。
る監査を実現するための IT 基盤の実装	
化(積極的なテクノロジーの有効活用を	
含む。)に係る検討・整備	

	指針	取組
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監	社員及び代表社員は、社員会の決議に
	査実務に精通しているかを勘案するだ	より選任され、経営機能を果たすべく、
	けではなく、法人の組織的な運営のため	監査実務に精通していることや法人の
	の機能が十分に確保されるよう、経営機	組織的な運営を機能させることが可能
	能を果たす人員を選任すべきである。	な人員を選任しています。
		法人を代表する監査総括については、
		リーダーシップを発揮できるトップと
		しての要素を勘案しております。
		2. 経営管理の状況等
		(2)組織・ガバナンス基盤
		をご参照ください。
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能	当法人は、小規模監査法人であり、ガ
	の実効性を監督・評価し、それを通じて	バナンスが有効に機能しやすい環境に
	実効性の発揮を支援する機能を確保す	あると考えます。したがって、経営か
	るため、監督・評価機関を設け、その役	ら独立した機関は設けておりません
	割を明らかにすべきである。また、規模・	が、監督・評価者として、外部より有識
	特性等を踏まえて監督・評価機関を設け	者1名を招聘し、ガバナンスの強化を
	ないとした場合は、経営機能の実効性を	図っております。
	監督・評価する機能や、それを通じて実	2. 経営管理の状況等
	効性の発揮を支援する機能を確保すべ	(2) 組織・ガバナンス基盤
	きである。	監督・評価者
		をご参照ください。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公	監督・評価者は、当法人及び当法人の
	益的な役割を果たす観点から、自らが認	クライアントと契約関係のない独立性
	識する課題等に対応するため、独立性を	を有する第三者であります。また、当
	有する第三者の知見を活用すべきであ	該監督・評価者は弁護士・公認会計士
	る。併せて、当該第三者に期待する役割	であり、上場会社の役員を歴任し、企
	や独立性に関する考え方を明らかにす	業法務、会計・監査及び経営に関する
	べきである。	知見を有しており、組織的かつ実効的
		運営に関する助言・提言等は有意義な
		ものと判断しております。
		2. 経営管理の状況等
		(2) 組織・ガバナンス基盤
		監督・評価者
		をご参照ください。

	指針	取組
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又	
	は独立性を有する第三者について、例え	
	ば以下の業務を行うことが期待される	
	ことに留意しつつ、その役割を明らかに	
	すべきである。	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・	監督・評価者は弁護士・公認会計士で
	提言	あり、上場会社の役員を歴任し、企業
		法務、会計・監査及び経営に関する知
		見を有しており、社員会の組織的かつ
		実効的運営に関する助言・提言等は有
		意義なものと判断しております。
		2. 経営管理の状況等
		(2) 組織・ガバナンス基盤
		監督・評価者
		をご参照ください。
	・組織的な運営の実効性に関する評価へ	監督・評価者は、企業法務、会計・監査
	の関与	及び経営に関する知見を有しており、
		社員会の組織的かつ実効的運営に関す
		る有意義な助言・提言を通じて、組織
		的な運営の実効性に関する評価への関
		与を行っております。
		2. 経営管理の状況等
		(2) 組織・ガバナンス基盤
		監督・評価者
		をご参照ください。
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有	監督・評価者は、企業法務、会計・監査
	する第三者の選退任、評価及び報酬の決	及び経営に関する知見を有しており、
	定過程への関与	社員会の組織的かつ実効的運営に関す
		る有意義な助言・提言を通じて、経営
		機能を果たす人員又は独立性を有する
		第三者の選退任、評価及び報酬の決定
		過程への関与を行っております。
		2. 経営管理の状況等
		(2)組織・ガバナンス基盤
		監督・評価者
		をご参照ください。

指針	取組
・法人の人材育成、人事管理・評価及び	監督・評価者は、企業法務、会計・監査
報酬に係る方針の策定への関与	及び経営に関する知見を有しており、
	社員会の組織的かつ実効的運営に関す
	る有意義な助言・提言を通じて、当法
	人の人材育成、人事管理・評価及び報
	酬に係る方針の策定への関与を行って
	おります。
	2. 経営管理の状況等
	(2)組織・ガバナンス基盤
	監督・評価者
	をご参照ください。
・内部及び外部からの通報に関する方針	監督・評価者は、企業法務、会計・監査
や手続の整備状況や、伝えられた情報の	及び経営に関する知見を有しており、
検証及び活用状況の評価への関与	社員会の組織的かつ実効的運営に関す
	る有意義な助言・提言を通じて、内部
	及び外部からの通報に関する方針や手
	続の整備状況や、伝えられた情報の検
	証及び活用状況の評価への関与を行っ
	ております。
	2. 経営管理の状況等
	(7) その他
	通報制度
	をご参照ください。
・被監査会社、株主その他の資本市場の	株主その他の資本市場の参加者等との
参加者等との意見交換への関与	対話については当法人ホームページ等
	を通じて寄せられた意見を社員会で検
	討することとし、その検討においては、
	監督・評価者の企業法務、会計・監査及
	び経営に関する知見を反映させ、組織
	的な運営の改善に努めております。
	2. 経営管理の状況等
	(2)組織・ガバナンス基盤
	監督・評価者
	をご参照ください。

	指針	取組
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その	監督・評価者が、社員会での審議・決議
	機能を実効的に果たすことができるよ	事項、報告事項を適切に把握できるよ
	う、監督・評価機関の構成員又は独立性	う、社員会開催前に適時かつ適切に必
	を有する第三者に対し、適時かつ適切に	要な情報が提供され、業務遂行に当た
	必要な情報が提供され、業務遂行に当た	っての補佐が行われる体制を整備して
	っての補佐が行われる環境を整備すべ	おります。
	きである。	2. 経営管理の状況等
		(2)組織・ガバナンス基盤
		監督・評価者
		をご参照ください。
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場か	高品質な監査を提供するために、事務
	らの必要な情報等を適時に共有すると	所全体にその取組みが浸透するよう、
	ともに経営機関等の考え方を監査の現	研修実施の際には監査総括がトップの
	場まで浸透させる体制を整備し、業務運	姿勢を繰り返して発信しております。
	営に活用すべきである。また、法人内に	監査事務所の品質管理に関して品質管
	おいて会計監査の品質の向上に向けた	理担当社員が社員会に品質管理活動の
	意見交換や議論を積極的に行うべきで	報告を行っております。
	ある。	品質管理に係る不備事項発生の根本原
		因を含む原因究明、有効な改善策の検
		討、改善策の組織全体への浸透につい
		て、法人全体が一丸となり主体的かつ
		十分に取り組めるよう、社員会の直属
		の下部組織として品質管理ミーティン
		グを設置しております。
		1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
		所概要
		(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ツセージ
		行動指針 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤 (情報と伝達)
		(信報と伝達) (2) 組織・ガバナンス基盤
		(社員会)
		(
		(
		とこ 参照 く たさい。

	指針	取組
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高	人的基盤の強化においては、法人全体
	め、職業的専門家としての能力を保持・	の風土醸成、倫理観の醸成、情報セキ
	発揮させるために、法人における人材育	ュリティへの意識向上、必要知識の習
	成、人事管理・評価及び報酬に係る方針	得、専門家としての能力向上、不正リ
	を策定し、運用すべきである。その際に	スクに対応するため職業的懐疑心の意
	は、法人の構成員が職業的懐疑心を適正	識向上に努めております。
	に発揮したかが十分に評価されるべき	また、人事評価にあたっては、職業的
	である。	懐疑心の適正な発揮を含め、監査の品
		質管理を重視しております。
		2. 経営管理の状況等
		(3) 人的基盤
		(人事評価制度)
		をご参照ください。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべ	
	きである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業	社員及び代表社員は、社員会の決議に
	的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広	より選任され、経営機能を果たすべく、
	い知見や経験につき、バランスのとれた	監査実務に精通していることや法人の
	法人の構成員の配置が行われること	組織的な運営を機能させることが可能
		な人員を選任しております。
		監査チームの編成にあたっては、職業
		的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅
		広い知見や経験に基づく配置を勘案
		し、監査責任者及びインチャージの選
		任は、アサインメント管理担当が検討
		し、社員会で承認しております。また、
		スタッフの配員は、インチャージが監
		査責任者と協議の上決定し、アサイン
		メント管理担当が調整しております。
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤
		(監査業務の実施)
		(審査)
		をご参照ください。

指針	取組
・法人の構成員に対し、例えば、非監査	当法人は、経験を積んだ公認会計士を
業務の経験や事業会社等への出向など	中心に構成されており、会計監査に関
を含め、会計監査に関連する幅広い知見	連する幅広い知見や経験を習得してお
や経験を獲得する機会が与えられるこ	ります。
ک	また、研修の一環として、当法人外の
	セミナーの受講も奨励し、会計監査に
	関連する幅広い知見や経験を獲得する
	機会を設けております。
	2. 経営管理の状況等
	(3) 人的基盤
	(教育研修制度)
	をご参照ください。
・法人の構成員の会計監査に関連する幅	原則として毎期人事評価を実施してい
広い知見や経験を、適正に評価し、計画	ます。人事評価にあたっては、職業的
的に活用すること	懐疑心の適正な発揮を含め、監査の品
	質管理を重視しております。
	評価の結果は、監査職員へのフィード
	バックにより監査職員の成長につなげ
	ていきたいと考えております。また、
	評価結果は、報酬及び登用に反映させ
	ることとしております。
	2. 経営管理の状況等
	(3) 人的基盤
	(人事評価制度)
	をご参照ください。

指針	取組
・法人の構成員が業務と並行して十分に	当法人の研修として、ディスカッショ
能力開発に取り組むことができる環境	ン型の集合研修のほか e ラーニングの
を整備すること	利用や当法人外のセミナーの受講など
	様々な形態を実施しております。
	専門要員には集合研修の出席義務を求
	めております。
	また、日本公認会計士協会の主催する
	継続的専門能力開発制度(CPD)に
	おいては、単位取得状況の確認を行っ
	たうえで、履修達成を促しており、現
	行の監査業務に必要と考えられる研修
	については指定研修としております。
	2. 経営管理の状況等
	(3) 人的基盤
	(教育研修制度)
	をご参照ください。

	指針	取組
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO	監査上のリスクを把握するため、ヒア
	等の経営陣幹部及び監査役等との間で	リング項目をリスト化し、経営者等と
	監査上のリスク等について率直かつ深	のコミュニケーションを適時に実施し
	度ある意見交換を尽くすとともに、監査	ております。
	の現場における被監査会社との間での	行動指針である、「徹底的に議論を尽く
	十分な意見交換や議論に留意すべきで	せ」に基づき、監査チーム内やクライ
	ある。	アントの CEO・CFO といった経営幹
		部及び監査役等と徹底的に議論するこ
		とを重視しております。
		また、地位や立場にしばられない自由
		闊達な議論により、企業実態や経営環
		境の正しい把握、監査リスクの識別及
		び共有化を可能とし、そのことで更に
		深度あるコミュニケーションが可能と
		なるといった形で、監査の品質向上に
		向けた好循環が生まれると考えていま
		す。
		1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
		所概要
		(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ッセージ
		行動指針
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤
		(情報と伝達)
		をご参照ください。

	指針	取組
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に	当法人は、通報制度について品質管理
	関する方針や手続を整備するとともに	規程に定めています。通報者が不当な
	これを公表し、伝えられた情報を適切に	取扱いを受けることなく申立てを行う
	活用すべきである。その際、通報者が、	ことができるよう、内部および外部の
	不利益を被る危険を懸念することがな	通報を受け付ける窓口を設置してお
	いよう留意すべきである。	り、通報された事項について調査を行
		い、不備が発見された場合には、是正
		措置を講じます。
		2. 経営管理の状況等
		(7) その他
		(通報制度)
		をご参照ください。
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他	当法人における会計監査の品質向上に
	の資本市場の参加者等が評価できるよ	必要な6つの経営管理基盤(品質管理
	う、本原則の適用の状況や、会計監査の	基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基
	品質の向上に向けた取組みについて、一	盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤)
	般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく	の内容と監査法人のガバナンス・コー
	説明すべきである。	ドへの対応状況を「監査品質に関する
		報告書」にとりまとめております。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・	
	デジタル、人材、財務、国際対応の観点	
	から、規模・特性等を踏まえ、以下の項	
	目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向け	1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
	た、自ら及び法人の構成員がそれぞれの	所概要
	役割を主体的に果たすためのトップの	(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
	姿勢	ッセージ
		経営理念
		をご参照ください。
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値	1. 監査品質向上に向けた取組及び事務
	観及びそれを実践するための考え方や	所概要
	行動の指針	(1) 監査事務所の最高責任者からのメ
		ッセージ
		行動指針
		をご参照ください。

指針	取組
・監査法人の中長期的に目指す姿や、そ	当法人の中長期的に目指す姿や、会計
の方向性を示す監査品質の指標(AQI:	監査の品質の向上に向けた取組みに関
Audit Quality Indicator)又は会計監査の	する資本市場の参加者等による評価に
品質の向上に向けた取組みに関する資	資する情報開示は、当法人のホームペ
本市場の参加者等による評価に資する	ージ上で「監査品質に関する報告書」
情報	として発信します。
・監査法人における品質管理システムの	2. 経営管理の状況等
状況	(1) 品質管理基盤
	(品質管理システムの整備及び運用)
	をご参照ください。
・経営機関等の構成や役割	2. 経営管理の状況等
	(2) 組織・ガバナンス基盤
	をご参照ください。
・監督・評価機関等の構成や役割。独立	2. 経営管理の状況等
性を有する第三者の選任理由、役割、貢	(2) 組織・ガバナンス基盤
献及び独立性に関する考え方	をご参照ください。
・法人の業務における非監査業務(グル	2. 経営管理の状況等
ープ内を含む。)の位置づけについての	(1) 品質管理基盤
考え方、利益相反や独立性の懸念への対	(職業倫理及び独立性)
応	(5) 財務基盤
	をご参照ください。
・監査に関する業務の効率化及び企業に	2. 経営管理の状況等
おけるテクノロジーの進化を踏まえた	(4) IT 基盤
深度ある監査を実現するための IT 基	をご参照ください。
盤の実装化に向けた対応状況(積極的な	
テクノロジーの有効活用、不正発見、サ	
イバーセキュリティ対策を含む。)	
・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要	2. 経営管理の状況等
な法人の構成員の確保状況や、研修・教	(3) 人的基盤
育も含めた人材育成方針	をご参照ください。
・特定の被監査会社からの報酬に左右さ	2. 経営管理の状況等
れない財務基盤が確保されている状況	(5) 財務基盤
	をご参照ください。

	指針	取組
	・海外子会社等を有する被監査会社の監	海外子会社等を有する被監査会社の監
	査への対応状況	査への対応状況については、グループ
		財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識
		別して評価し、評価したリスクに適切
		に対応するためのリスク対応手続を立
		案し実施するために、構成単位の監査
		人の作業の範囲及び時期について明確
		なコミュニケーションを行い、その作
		業の結果を評価することを含め、グル
		ープ監査を通じて構成単位の監査人の
		作業に十分かつ適切に関与することと
		しております。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が	2. 経営管理の状況等
	行った、監査品質の向上に向けた取組み	(1) 品質管理基盤
	の実効性の評価	(品質管理システムの評価)
		をご参照ください。
5-3	グローバルネットワークに加盟してい	当法人は、グローバルネットワークへ
	る監査法人や、他の法人等との包括的な	の加盟及び他の法人等との包括的な業
	業務提携等を通じてグループ経営を行	務提携等を行っていないため、該当あ
	っている監査法人は、以下の項目につい	りません。
	て説明すべきである。	
	・グローバルネットワークやグループの	同上
	概略及びその組織構造並びにグローバ	
	ルネットワークやグループの意思決定	
	への監査法人の参画状況	
	・グローバルネットワークへの加盟やグ	同上
	ループ経営を行う意義や目的(会計監査	
	の品質の確保やその持続的向上に及ぼ	
	す利点やリスクの概略を含む。)	
	・会計監査の品質の確保やその持続的向	同上
	上に関し、グローバルネットワークやグ	
	ループとの関係から生じるリスクを軽	
	減するための対応措置とその評価	

	指針	取組
	・会計監査の品質の確保やその持続的向	同上
	上に重要な影響を及ぼすグローバルネ	
	ットワークやグループとの契約等の概	
	要	
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向	被監査会社とのコミュニケーションに
	けた取組みなどについて、被監査会社、	よって得られた意見、株主その他の資
	株主、その他の資本市場の参加者等との	本市場の参加者等との対話については
	積極的な意見交換に努めるべきである。	当法人ホームページ等を通じて寄せら
	その際、監督・評価機関の構成員又は独	れた意見を社員会で検討することと
	立性を有する第三者の知見を活用すべ	し、その検討においては、監督・評価者
	きである。	の企業法務、会計・監査及び経営に関
		する知見を反映させ、組織的な運営の
		改善に努めております。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査	監査業務の品質が当法人の品質管理シ
	品質の向上に向けた取組みの実効性を	ステムで定められた水準に適切に保た
	定期的に評価すべきである。	れていることを確かめるため、モニタ
		リングを実施しています。当法人の状
		況変化に応じた品質目標の変更、品質
		リスクの識別と評価及び対応を図るた
		め、モニタリング担当者が随時実施し
		ています。
		定期的に(年1回)品質管理システム
		を評価し、不備が生じている場合に
		は、適時に是正する方針です。評価結
		果は、社員会に報告され、監督・評価
		者の助言を受けることとしておりま
		す。
		2. 経営管理の状況等
		(1) 品質管理基盤
		(モニタリング及び改善プロセス)
		(品質管理システムの評価)
		をご参照ください。

	指針	取組
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意	株主その他の資本市場の参加者等との
	見交換から得た有益な情報や、本原則の	対話については当法人ホームページ等
	適用の状況などの評価の結果を、組織的	を通じて寄せられた意見を社員会で検
	な運営の改善に向け活用すべきである。	討することとし、その検討においては、
		監督・評価者の企業法務、会計・監査及
		び経営に関する知見を反映させ、組織
		的な運営の改善に努めております。